

## 電 子 入 札 心 得

(令和5年4月最終改正)

- 1 設計図書は、原則、入札情報サービス（P P I）にて電子配布しますので、ダウンロードしてください。
- 2 設計図書等に対する質疑がある場合は、公告又は指名通知書で指定する期間に、電子入札システムにより行ってください。
- 3 入札書及び工事（委託）費内訳書は、公告又は指名通知書に示した日時までに、電子入札システムにより提出してください。
- 4 入札の際に提出する工事（委託）費内訳書の雛形は、入札情報サービス（P P I）にて案件ごとに公開しますので、ダウンロードしたファイルを使用して工事（委託）費内訳書を作成し、入札書と併せて提出してください。なお、工事（委託）費内訳書は、1 回目の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとし、2 回目の入札では、工事（委託）費内訳書の提出は必要ありません。
- 5 提出した入札書及び工事（委託）費内訳書は引替・変更又は取り消しすることができません。但し、電子入札システムにより入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由を生じた場合は、開札までに、参加資格喪失の届出を持参し提出してください。
- 6 次の各号のいずれかに該当する入札は無効となります。
  - (1) 所定の日時までに所定の場所に到着しない入札
  - (2) 金額、氏名その他入札要件の確認できない入札
  - (3) 有効な電子証明書を取得していない者のした入札
  - (4) 工事（委託）費内訳書を添付していない入札又は不備のある工事（委託）費内訳書を添付した入札
  - (5) 入札書に記載してある金額（税抜）と工事（委託）費内訳書の合計金額（税抜）が同額でない入札
  - (6) 入札に際し不正な行為があった者のした入札
  - (7) その他、入札の条件に違反した者のした入札
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載してください。
- 8 調査基準価格を設定した場合には、調査基準価格を下回る最低価格入札者は落札を保留し、低入札調査を実施した後、履行可能と判断した場合に落札とします。ただし、失格基準価格を設定した場合には、失格基準価格を下回る入札は、低入札調査を実施せず失格とします。なお、調査基準価格を下回る価格の入札にて落札者となった場合には、技術者の専任（土木工事の場合は品質証明員の配置も必要）が必要となります。算定方法は、富士市ウェブサイトから「富士市低入札価格取扱要領」を確認してください。
- 9 最低制限価格を設定した場合には、最低制限価格を下回る入札は無効とします。算定方法は、富士市ウェブサイトから「富士市建設工事における最低制限価格取扱要領」、「富士市建設関連業務委託における最低制限価格取扱試行要領」を確認してください。
- 10 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに電子入札システムにより「くじ引き」を行います。
- 11 落札者には、直ちに電子入札システムにより通知をします。落札者は落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結しなければなりません。但し、市長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- 12 「富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条に該当する場合は市議会の同意を得たときに本契約となります。
- 13 入札及び契約履行については、「富士市契約規則」、「富士市建設工事執行規則」、「富士市建設工事請負（建設関連業務委託）契約約款」、「富士市電子入札運用基準」を遵守してください。
- 14 受注者の責により契約解除した場合は、契約保証金は発注者に帰属するものとします。（契約保証金を免除された場合は契約保証金に相当する額、契約保証金が損害金額に満たないときはその不足額を納付しなければなりません。）
- 15 同一の入札に参加した者に下請をさせることはできません。但し、市長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではありません。
- 16 入札回数は2回を限度とします。
- 17 1 回目の入札において、心得6に掲げる無効とされる入札を行った者及び最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は、再度の入札に参加できません。
- 18 競争入札の場合、再度の入札（2 回目の入札）においても落札者がなく、最低価格（総合評価方式の場合は最

## 電子入札心得

高の評価値の入札価格)と予定価格の差額が5%以内であるときは、当該入札をした者と協議し、不落随契に移行します。この場合において、当該入札をした者に対し2回を限度として見積書を徴します。

- 19 入札の立会を希望される入札参加者(代理人も含む)は、社員証等身分を証明するものの提示をお願いします。
- 20 入札参加を辞退しようとするときは、電子入札締切日時までに電子入札システムにより辞退を届け出てください。併せて、電子入札辞退理由書をFAX又は持参により契約検査課に提出してください。
- 21 建設工事の指名競争入札において、技術者及び現場代理人が配置出来ない場合は、上記の方法で入札参加を辞退してください。
- 22 建設工事における現場代理人の兼任について、富士市が認めた工事に限り一定の条件を付し、1人の現場代理人が3件の工事の現場代理人を兼任することができます。兼任の対象となる工事は、公告又は指名通知書に記載し公表します。現場代理人を兼任配置とする場合は、現場代理人の兼任届出書を契約検査課に提出してください。
- 23 如何なる理由があっても、入札を無断で辞退することのないよう十分留意してください。
- 24 事故若しくは不正な行為があると認められる場合などは、入札の執行を延期又は中止することがあります。
- 25 建設工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、次の各号を記載した書面を提出してください。
  - (1) 分別解体等の方法
  - (2) 解体工事に要する費用
  - (3) 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
  - (4) 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用
- 26 添付書類の送信については次の各号に注意してください。
  - (1) ファイル形式は、原則としてPDF、EXCEL、WORDとし、JPEG、BMPなどは使用しないでください。
  - (2) ファイルの名前に、公告又は指名通知書の契約番号と、商号を含めてください。  
例：契約番号「12345」商号「△△△」の入札参加申請書の場合、ファイル名は「参加申請12345△△△.pdf」などとする。  
内訳書の場合は、「内訳書12345△△△.pdf」などとする。
  - (3) ファイルの圧縮、パスワード設定はしないでください。
- 27 入札期間中に代表者や受任者の変更があった場合は、速やかに変更手続きをおこなってください。